# 利に関する宣言」とその解説

## 権利宣言文提案の背景

ちサポーターはその人々に代わって とは誰にもできないことと同じだか ても、その人生を代わりに生きるこ の人生に寄り添い支えることはでき ことはできません。それは、ある人 その人の悲しみを同じように悲しむ に寄り添い支えることはできますが、 涙することです。私たちは悲しむ人 代わりに悲しみ、その人の代わりに 代わりに心に痛みを覚え、その人の 事柄もあります。それは、その人の も、その人に代わることのできない どれほど優秀なサポーターであって さまざまなことを行います。しかし、 ながら葬祭を行う人々の中で、私た 親しい者を亡くし、悲しみに暮れ

悼み悲しむとき、そして葬祭を行う 人や動物が死に、遺された人々が

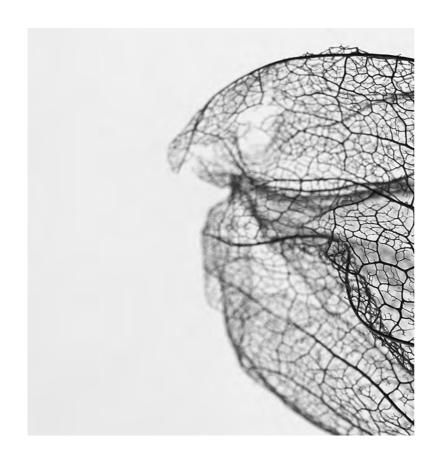
とき、その人々にとって最良の仲介とき、その人々にとって最良の仲介した。ただ一人の死者の葬祭にあたる人々の中にも、さまざまな想いやる人なの非しみに十分に向き合えるが自己の悲しみに十分に向き合えるが自己の悲しみに十分に向き合える環境を整えることが、私たち「葬儀士」の第一の務めだと考えていたからです。

私にとって重要なことでした。りがもつ権利を明らかにすることは、平和に葬祭を行うために、一人ひと平のため、人々が自由に悲しみ、

2008年、私設ウェブサイトをとた。実践的な知識や技術も大切とした。実践的な知識や技術も大切とはいえ、まずは自分自身が何か迷ったときに、いつでも戻ることのできたときに、いつでも戻ることのできる基点が必要だと思ったからです。

が掲示されていました。しかし、こ葬連 葬祭サービスガイドライン」トには2007年に制定された「全祭業協同組合連合会)のウェブサイ

主体とした普遍的な権利の表明〉とく、私の目指す〈悲しむ人々自身を費者保護の取り組みという色彩が濃すは限られた事業者の中における消れは限られた事業者の中における消



う書かれていました。 を惹かれました。その第一条にはこ た「患者様の権利」という宣言に目 を訪れた私は、そこに掲げられてい ンチスト病院(KAH、神戸市北区 そのような折、業務で神戸アドベ

#### その生命・身体・人格が尊重されます あなたは、尊厳ある個人として、

現に私は衝撃を受けました。 れることは、初めからあなた自身が もっている権利なのです、という表 なく、一人の人間として尊厳を守ら が守ってやる、ということなのでは 「あなたは…尊重されます」。誰か

掲載しました。 ったこと、また個人である患者と違 族でない悲嘆者が埒外となってしま 族」としてしまったことにより、 大であったのは、宣言の主体を「遺 の大きな課題も残りました。特に重 し、ウェブサイトへの第一号として しかし、当時の宣言にはいくつも 互いの権利の衝突が起こる場合 多くの場合集団である遺族の中 遺

かったことなどでした。

いう趣旨には副わなかったのです。

り深刻化するなど、発展途上の課題 の観念が先行しすぎる、いわゆる「押 りました。しかし一部では支援者側 という言葉が日本でも広がりつつあ しつけ型ケア」が行われて問題がよ も山積していました。 同じ頃、グリーフケア(サポート)

間で軋轢が生じることも多くなりま 祭に対する価値観も非常に多岐にわ した。 に対して異なる価値観をもつ人々の たるものとなり、一人の死者の葬祭 く上がりましたが、反面、人々の葬 格段に増加し、選択の自由度は大き また、葬祭に関する情報流通量が

と変わっていきました。 祭のかたちは非常に幅の広いものへ の手によって行われるのではないと いう事情も拡大するなど、近年、 るなど、葬祭が必ずしも家族や親族 さらに身寄りのない死者が増加す

臨む遺族の権利」という文章を執筆

者様の権利」になぞらえて「葬儀に

ここにヒントを得た私は、この「患

者でも一人ひとり違うそれぞれの心 験に端を発しながらも、人々の悲し のだということが大きく注目される みや葬祭のあり方は個別性の強いも 1年の東日本大震災以降、同じ被災 ようになってきました。特に201 こうしたなか、同じ死別という体

については、十分に取り扱いきれな

多く聞かれるようになりました。 活動として「傾聴」といった言葉も 情に丁寧に寄り添うことが大切だと いう意識が高まりを見せ、支援者の

れが「死者を悼み悲しむ人の基本的 こに提案することとなりました。そ 社会事情への合致を目指し、協力者 性は、今ますます高まっているので 基本的な権利を確認することの重要 な権利に関する宣言」です。 を得て改めて練り直した宣言文をこ 言文で残った課題の解消と、現在の はないかと思います。そこで、旧宣 たちが共通の認識として悲しむ人の そのような社会の変化もあり、私

索に加わっていただき、私たちの社 りません。この提案を通し、ぜひと ることを心から願っています。 よう、成果を創造し、共有していけ 会がよりよく豊かに発展していける も多くの、また幅広い方々にこの思 成したものであるということではあ ただし、もちろんこれが十全で完

悲哀の感情や追憶を内面に抱くこと。 追悼…死者を心の内に悼み悲しむこと。 ずペットなども含む。 死者…死んだ者。ここでは人のみなら にこのような意味とします。 この宣言において、左記の用語は特

行為として表現される事柄。 壇など、葬送と祭祀に関わり具体的に 葬祭…式典や儀礼、祭り、墓や家庭祭

#### 【参考】

左記の文書を参考にしました。 この宣言を作成するにあたり、

### 「患者の権利章典」

神が失われたわけではない。 別の宣言に変更されているが、 集されているようである。なお現在は 的な宣言。KAHの宣言もここから編 権利と責任に関わる、世界でも草分け ことなど、一人の人間としての患者の できること、プライバシーを守られる られること、自分で受ける医療を選択 わかるように病気と医療の説明を受け 良質の医療を受けられること、自分が 者が一人の人間として尊重されること、 アメリカ病院協会、1973年。患

# 「患者の権利に関するWMAリスボ

世界医師会(WMA)、 1981年、



(前文)

全て人間は、他者との関係の中に

補足と解説

場といった違いを超え、あらゆる人

この感情は、人種や属する社会、立が生じ得ることは自然なことです。より心に痛みを覚え、悲しみの感情はある生物の死に際し、その喪失に生きているのですから、ある人また

に生来根源的に具えられたものです

2005年に2度目の修正。「患者の 2005年に2度目の修正。「患者の 権利章典」と違い、医師という職能者 が患者の権利を保護すべき者として位 が患者の権利を保護すべき者として位 で非されている。その意味で全葬連 の「葬祭サービスガイドライン」に近 い性質をもっている。葬祭サービスを 受ける権利に関して、インフォームド ・コンセントやセカンドオピニオンな どの概念、また実務の第三者付託など について参考となる。

#### 「世界人権宣言」

から、この事実に思いを致し、悲しなの内にある全ての人を尊重することは、広く人類社会の平和に資することです。そこで、死者を悼み悲しんでいる人が自由にまた十分に自己の悲しみと向き合うことができるよう、その人々には以下の基本的な権利が存在することをここに宣言するものです。

しかしながら、複雑な人間社会においては、一死者を悼み悲しむ人々の間においても、時として感情や理の間においても、時として感情や理には、まずはその人々自身が、互いにこれらの権利を有することを思いにこれらの権利を尊重し合い、平和的に問題を解決するよう努めなければなりません。

目的を表明しています。提案の背景前文の前半では、まずこの宣言の



でも触れましたが、この宣言は性質としては人権宣言であって、単に葬祭の現場における消費者保護の取り祭の現場における消費者保護の取り祭の現場における消費者保護の取り祭の現場における消費者保護の取り名を権利として位置づけています。

尊重されなければなりません。に行使できるものであっても、その行全部または一部であっても、その行住を周囲が強要してよいものではなく、権利を行使しないという選択も

また後半では、それぞれの権利がまた後半では、それぞれの権利がこの宣言文は個別の事案に踏み込んこの宣言文は個別の事案に踏み込んで裁定を下すという性質のものではあらといって、自分の意に反する他者らといって、自分の意に反する他者の主張をまったく顧みないというこの主張をまったく顧みないということが肯定されるものではありません。

な解決の道を模索することが肝要で あることを顧みて、平和的で良心的 おいて、全ての人にこれらの権利が までの話し合いでの調整などの段に その法律の制定や、法的措置に至る 場合に備えて、それぞれの集団にお が異なる場合などです。そのような とえば遺族の中で葬祭に対する希望 りませんから、集団社会生活の中で 最終的にそういった一定の権威によ いては法律や規則などがありますが、 ことも残念ながら起こり得ます。た たちの間でこれらの権利が対立する は同じように基本的な権利をもつ人 る問題の解決は致し方ないとしても、 八間は一人で生きているのではあ

## (自由に悲しむ権利

第1条 あなたは、あなたが心に想 第1条 あなたは、あなたが心に想

む権利があります。 悲しみの速さ、強さ、かたちで悲し 第2条 あなたは、あなたに合った

由に表現し、あるいは表現しない権 第4条 あなたは、その悲しみを自 の配慮を得る権利があります。

利があります。

されるようなケース、また逆に、罪 性的に必要性や妥当性などを考えて はありません。悲しみは心の内より ースなどがあります。 ら悲しむことを非難されるようなケ を犯した者についてその近親者です り権威者の死を悲しむことを当然と しては、たとえば政治的な事情によ 行うような事柄ではないからです。 自然にわき上がる感情であって、理 とも他者から強制されるべきもので これが侵害される大きなケースと まず、悲しむことも悲しまないこ

個々人の関係性は他者が易々とわか も悲しみの情が薄い者もいれば、 るものではありません。遺族の中で 人でも強く悲しむ人もあるでしょう。 しかしそこまでの事案でなくとも、 他

でおかないと(速さ)」「もっと悲し りません。しかし時に周囲の人がこ 他者から強制されるべきものではあ んであげないと(強さ)」「あなたが に不満を感じてしまい、「今悲しん と同じように悲しんでいない」こと のことに思い至らず、相手が「自分 の人に独特のものであって、それを 次に、悲しみのあり方はそれぞれ

> うことがあります。 こう思ってあげないと(かたち)」な どと、自分の感性を押しつけてしま

害してしまう場合があり得ますから、 結果的に本人のグリーフワークを阻 距離を保つよう心がける必要があり ます。 (第2条) を慮り、それぞれに相応しい適切な このことに常に留意して相手の心情 これらの人に悪意はないとしても、

ます。 が必要となる場合があります。これ 逆に誰からも干渉されず「放ってお などの時空間である場合もあれば、 かれる」環境である場合などもあり は大きく異なり、具体的に葬儀や墓 も人によって必要とする範囲や様態 は、その人に応じた時間や場所など またこうして自由に悲しむために

要とする適切な時空間を与える配慮 その人をよく理解するよう努め、 りとは限りません。ですから周囲が 本人から的確な表明がある場合ばか も必要となります。 また、自分の必要な環境について (第3条) 必

自由でなければなりません。時に、 表現するかしないか、またどのよう に表現するかということについても そして、悲しむ人がその悲しみを

> 紛らわせてしまうなどという場合も 心の安定を保つために冗談めかして ば衝撃が強すぎて涙も出ないとか、 に見える人がいたとしても、たとえ あります。

とすることが肝要です。 ず、丁寧に相手の心情を理解しよう

きるように穏便に働きかけることが することによって気持ちを落ち着か を傾け、その悲しみに寄り添い肯定 定するのではなく、相手の想いに耳 悲しみを表現することそのものを否 あることです。このような場合にも、 や自傷行為などとして現れる場合が せ、結果的に他の表現行動へ移行で 表現が時として周囲への八つ当たり ところで、難しいのは、この感情

## (尊厳を守られる権利

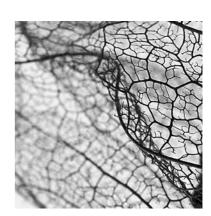
第5条 権利があります。 人の人間としての尊厳を守られる あなたと死者は、 それぞれ

第7条 またその葬祭のプライバシーを守ら 利があります。 奇心や悪意ある言動から守られる権 第6条あなたと死者は、 あなたは、 あなたと死者、 周囲の好

見すると悲しんでいないかのよう

単に表出された事象のみに囚われ

重要な場合もあるでしょう。(第4条)



## れる権利があります。

間としての尊厳です。 (第5条) 悼む死者自身の、それぞれ一人の人 を悼み悲しむ人々と、その人たちが 尊重されなければならないのは死者 とは言うまでもありません。ですか 個々人の人間としての尊厳であるこ ら、追悼や葬祭においても、第一に に尊重されなければならないのは、 人類の平和的共存のためにまず第

知人からの質問などに関係者が重い 合などにおいて、報道機関の取材や 死・事件・事故などで亡くなった場 十分に守られなければなりません。 ある言動、さらに悪意はなくとも悲 や死者に対する周囲の好奇心、悪意 しむ人を傷つけるような言動からは 代表的な例として、その死者が自 特にその一側面として、悲しむ人

担だけでなく、そのことによって悲 る可能性のある重大なことです。 ければ、後々までの心の苦しみにな しむことや葬祭の営みに集中できな ままあります。これはその瞬間の負 心的負担を強いられるようなことも

思感情を蔑ろにして回答を強要した ればなりません。(第6条) り、問責するようなことは慎まなけ 気づいて止めてやれなかったのか」 なことが起こったのか」「どうして 「今の気持ちは」などと、当人の意 ですから、ことさらに「なぜそん

ないものとなっています。 プライバシーの保護への関心は高ま いくにつれ、個人の基本権としての 近代、社会が高度に情報化されて その必要性については論を俟た

といえば、平成15年に施行された「個 事業者にとっては、プライバシー

ありません。

ても、実際に消費者やその情報と触 シー保護に積極的に取り組んだとし とが多いことと思われます。 バシー・ポリシー)」を連想するこ わゆる「個人情報保護方針(プライ に掲示することが通例となった、 人情報の保護に関する法律」に関連 大型事業所ではウェブサイト等

費者間のみならず、個人の間におい 遵守したとしてもプライバシー保護 襲されない権利であるといえますし 神的、知覚的などあらゆる意味で侵 すためのものであるのに対し、広義 報を、事業者が取得・保持・利用す きる情報」というごく限定された情 する個人の氏名等その個人を識別で に課せられたものだというわけでは この保護への取り組みは事業者のみ 死者のプライバシーも同等に守られ 特に葬祭においては生者のみならず する固有のテリトリーを物理的、 のプライバシー権は個人が自身に属 るにあたり、その扱いの適正化を促 ても当然に存在するものですから、 あるという点には注意が必要です。 の取り組みとしては不十分な場合も るべきであることから、単に同法を また、プライバシーは事業者・消 しかし、同法が具体的には「生存

さらに事業者(組織)がプライバ

ります。 どれほど高尚な取り組みも意味のな 組織の全体に浸透していなければ、 の個人ですから、取り組みの精神が いものとなってしまう可能性すらあ

れ合うのはあくまでも実務担当者等

うことにもなりかねません。

ません。 するために法令で定められた方法に としても、社会の重大な利益を保護 されなければならないことは当然だ よる場合などにはこの限りではあり なお、個々のプライバシーが尊重

財産等の緊急的な保護に関わる場合 などのことです。(第7条) 感染拡大を予防するための措置であ る場合、また自己や第三者の生命や ったり、犯罪捜査に関わる措置であ これはたとえば、重大な感染症の

情報の中で不安や心配を抱えてしま を隠そうとすると、周囲は不足する す。事実が見えているのにその詳細 見ると、少なくとも異変があったと 儀社が出入りする状況を近隣の人が 自宅の前に寝台車が停まったり、葬 際のところ「死亡の事実」そのもの ら「近隣の人に知られずに葬儀をし を隠すことは困難な場合もあります。 たい」と希望する人がいますが、実 いうことは容易に想像できるからで ところで時折、さまざまな理由か

しておいてください」などと近隣の みで行いますので、しばらくそっと の必要に応じて「葬儀は遺族近親の ですからこのような場合には、そ

どの配慮も重要です。

方々にきちんと伝え、理解を得るな

えるでしょう。 あります。周囲の人々の悲しむ権利 でない場合や判断が難しいケースも をも気にかけておく必要があるとい いても、事情によってはそれが適切 また、隠すこと自体の妥当性につ

# (宗教や思想を選択する権利)

第8条 ない権利があります。 想を自由に選択し、あるいは選択し に際し、そのよすがとして宗教や思 あなたは、死者を追悼する

第9条 利があります。 由に選択し、あるいは選択しない権 その共同体や指導者をも選択する権 利があります。また必要であれば、 うに際し、その様式として宗教を自 あなたは、死者の葬祭を行

特に死者の追悼や葬祭においては、 人権の重要な一翼を担うものです。 人間の内面的な思想信条の自由は

れは既存の一定の集団性をもつ宗教 を自由に選択し、また信じない宗教 えるものです。ですから宗教や思想 想を大きな拠り所とすることも多く ものとして、各々の信じる宗教や思 死者のその後を具体的に想起させる 合についても同様です。 なく、その人に独特の思想である場 や思想に限定されるということでは られなければなりません。なお、こ や思想を押しつけられない権利は守 グリーフワークにも大きな影響を与

とが多いでしょう。 するという事例が取り上げられるこ マジョリティがマイノリティを抑圧 あるから仏式葬儀を強要されたなど、 ャンであるのにその家が代々仏教で 日本においては死者本人がクリスチ

ところで、こう言うと、たとえば

さらに自分たちの集団に属さない個 だけでなく、たとえばプロテスタン れたマイノリティがその反動として の拝礼を強く禁止するなど、抑圧さ ンの参列者に対しても遺影や遺体へ ト葬儀において牧師が非クリスチャ 々人の信条を抑圧してしまう事例も しかし、実際にはそういった場合

寛容を生むといった悪循環が生じな いよう、十分注意しなければなりま このように、 不寛容がさらなる不

> せん。 (第8条)

です。 守られなければなりません。ただし、 尊重する義務を負うのは当然のこと 共同体の教義や理念、規律や習慣を 者を選択した場合においては、その こうして宗教や宗教共同体また宗教 教共同体や宗教者を選択する権利も 表現の一環である葬祭の様式として の宗教、またその様式を実行する宗 宗教の選択の自由と同時に、その

です。宗教を選択する権利というの 覚の特異性、いわゆる「宗教のファ うことです。(第9条) を強要されることを拒否できるとい の要請によって望まない宗教的観念 は、単にその様式の好き嫌いによっ のは、日本人の「宗教」に対する感 いという意味ではなく、自身の内面 て身に纏うものを無分別に替えてい ッション化」というものがあるから あえてこう言わなければならない

# (葬祭の方法を選択する権利

第10条 択するにあたり、葬祭や宗教などに 第11条 あなたは、葬祭の方法を選 選択する権利があります。 うに際し、その葬祭の方法を自由に あなたは、 死者の葬祭を行

> 由に選択した第三者の意見をいつで 第12条 あなたは、葬祭や宗教など 利があります。 に判断がつかない場合、あなたが自 についてあなたが持つ情報では十分 ついての正しく十分な情報を得る権

要なことです。 はグリーフワークにとって非常に重 が個々の心情に副って行われること 願い、また自己の悲しみを表現する ための代表的な方法ですから、葬祭 れたということを信じ、その平安を も何度でも求める権利があります。 葬祭は、 死者があるべき所へ送ら

れが自由に選択できることが重要で 体の処理方法などを含む)をそれぞ その葬祭の様式や具体的な方法(遺 ですから葬祭を行うに際しては、

とが求められます。 譲れるものは譲り合い、どうしても るよう、両立できるものは両立させ うに、一人の死者の葬祭においても、 など、可能なかぎりの調整を行うこ ができるだけ多くの人々に納得でき は限りません。ですからそのあり方 しむ全ての人々の中で共通であると 必ずしもそのあり方への希望が、悲 対立する部分は複数回に分けて行う ただし、前文の後半でも述べたよ

> のでもありません。(第10条) ることが無制限に許されるというも ることはもとより、周囲の大多数の 感情に副わない葬祭の方法を選択す 目的とする以上、社会の法令に反す 利が人類社会の平和に資することを また、自由とはいえ、これらの権

行う当人が十分な情報を得られてい るのが社会に十分な情報が存在して せん。ここで重要なのは、問題とな るかどうかだということです。 いるかどうかではなく、その判断を な情報が得られていなければなりま 葬祭や宗教などに関する正しく十分 めには、その判断を行うに必要な、 葬祭のあり方を自由に選択するた

報を必要とする全ての人に的確にそ 弱者問題に見られるように、社会に の情報が提供されているとは限りま しても、そのことによって直ちに情 おける情報量がどれほど増大したと いわゆるネット社会における情報

分に活用できないことも少なくあり ことから、インターネットなどを十 宰する人々は中高年層が比較的多い ですし、情報を必要とする葬祭を主 る機会が自ずと多くはなり難いもの 日常的な行事ではなく、 特に葬祭は一般の人々にとっては 情報に触れ

丁寧な情報発信が求められます。 れに合った機会・方法・媒体による ません。情報を必要とする人それぞ

可能性があるということを心に留め、 ずれ葬祭を選択する場面に遭遇する 量は膨大ですから、いざ葬祭の場に ちの説明不足を棚に上げた言い訳で とも必要です。 日常的に情報を得ようと努力するこ むのではなく、全ての人が自分もい 報を発信する側の努力のみに依り頼 てを説明することは不可能です。情 おいて、限られた時間の中でその全 しかないと承知しておくべきです。 ことだ」などと言うことは、自分た るものではない」「調べればわかる なことは常識だ」「馬鹿な誤解をす 宗教指導者が、人々に対して「そん る責務のあるといえる葬祭事業者や ことです。ですから、たとえば社会 ものでなければならないのは当然の を行うにあたり、その判断に資する 解できる内容であって、葬祭の選択 角的、かつ判断の主体となる人に理 見ということではなく、客観的・多 に対して正しく十分な情報を提供す に社会における標準的・多数的な意 ただし、葬祭や宗教に関する情報

体」離れは加速していますが、かと たとえば、現代日本人は宗教「団

また、情報の「正しさ」とは、単 性を求める人が極端に減少している 方や、その宗教共同体の実態に触れ ならば、その時が訪れる前に、その なことです。(第11条) 自由を担保するためにも非常に重要 宗教における死や葬祭に対する考え 宗教様式で行うことを想定している わけではありません。葬祭を特定の いって葬祭において宗教的儀礼や感 る機会をもつことは、自身の選択の

師の意見が同じになるとは限りませ 医療が最良か考えたとき、全ての医 師の意見を聞くことができるという 患者が自分のかかっている医師の見 す。また、医師が患者にとってどの できないからです。医師にも知らな 全てにおいて「完全」であることは です。誰しも、知識・技術・思想の 複数の医師による、多角的でより確 ものです。このことにより、患者は 解や説明に納得ができない、または まま「第二の意見」という意味で、 い病気はありますし、誤診もありま かな見解を基に、自分の病気に対す より確実性を求めるときに、他の医 るようになっています。これはその オピニオン」という語もよく聞かれ る医療を選択できるようになります。 この権利がもつ意義は非常に重要 近年、医療においては「セカンド

> でしょう。 縷の望みを捨てきれない場合もある 誤診ではないだろうか?」という「 分に告げられた重大な病気が「実は できないこともあるでしょうし、自 ん。さらに、患者が担当医師を信頼

性があります。 れば、それは大きな不安を伴う可能 を信頼することしか許されないとす ですから、仮に患者が一人の医師

利は重要なのです。 ます。ですから、前条で述べた情報 考えてしまうようなことも起こり得 まっているのならば仕方がない」と 自分の想いに反していても「そう決 ものなんですよ」と言えば、たとえ ですから、誰かが「これはこういう は日常的に得る機会の多くないもの す。前述のように葬祭に関する情報 セカンドオピニオンを受けられる権 を得る権利を下支えするためにも、 このことは葬祭においても同様で

老や世話役など、宗教については宗 域の文化的慣習については地域の長 となります。死者や近親者の心情に 見を求める対象が非常に幅広いもの ついては家族・親族・友人など、地 よるものですが、葬祭におけるセカ ニオンは医師という特定の職能者に ンドオピニオンはその内容により意 さて、医療におけるセカンドオピ

> た具合です。 教指導者や共同体の同胞などといっ

オンに含まれるといってもよいでし 行内容での見積もりを依頼する、い 広い意味では複数の事業者に同じ施 わゆる相見積などもセカンドオピニ 意見を求めることも考えられます。 ては、これまでに実際に葬祭を経験 そうであるように他の葬祭事業者に した知人などだけではなく、医療が また後述する葬祭サービスについ

明確にしてくれる人であれば、それ ばれる事業も発生しています。 らを利用するという方法もあるでし 有料であっても意見に対して責任を る「葬祭コンサルタント」などと呼 三者的情報を与えることを専門とす さらに近年では、葬祭に関する第 もし

消費者にとっては、事業者等と一



もしれません。

あります

ていただきたいと思います。(第12条) を求めることは守られるべき重要なを求めることは守られるべき重要ないことがあるならば、第三者に意見

# (葬祭サービスを受ける権利)

第13条 あなたは、死者の葬祭を行第13条 あなたは、死者の葬祭を行利があります。 利があります。

ビスを受ける事業者等を自由に選択し、あるいは選択しない権利があります。また、それをいつでも何度でも変更する権利があります。 ます。また、それをいつでも何度でも変更する権利があります。 たの受ける葬祭サービスについての説明を十分に理解できるように受け、あなたの受ける葬祭サービスを自由に選択し、あるいは必要としないサービスを受けることを拒否する権利が

社会的分業が進み、葬祭に関すると、などの分業が進み、葬祭に関するを行うに際してその必要とする葬祭を行うに際してその必要とする葬祭を行うに際してその必要とする葬祭を行うに際してその必要とするする。

東京のは、大きく ここでいう葬祭サービスは大きく ま核心部と外郭部に分けられます。ま 核心部と外郭部に分けられます。ま が核心部としては用語注で述べた「葬 が核心部としては用語注で述べた「葬 が成の運営にかかる葬儀業とその関 連事業、火葬や墓地事業など遺体の 処理にかかる事業、墓石や家庭祭壇 の前後に起こる事柄や悲しむ人自身 の安定に資する性質のある諸事業、 にかかる事業、グリーフケアにかか

これら葬祭サービスのうち、特に 遺体の処理などその社会における基 本的合意が形成されルール化されて ウストラクチャーとして整備されて ウストラクチャーとして整備されて いることが不可欠です。またその他 いることが不可欠です。またその他 の事柄については、葬祭を行う者が それらを自由に選択できる環境が整 えられていることが望ましいといえ

あってはなりません。(第13条)の実施が制限されるようなことが的な取り扱い、また必要最小限の葬的な取り扱い、また必要最小限の葬のないが利限されるようなことがます。いずれにしても、消費者となます。いずれにしても、消費者とな

る事業などがあります。

ですから、葬祭の円滑な施行には事のは特に消費者自身が傷んでいる時はされる便益は有形の物ばかりでは供される便益は有形の物ばかりでは

業者等の遂行能力もさることながら、 医療などと同様に消費者と事業者等 との信頼関係が大きく影響します。 をずから、消費者が自身の必要とす る葬祭サービスを受けようとする時、 るずいりにできることもまた重要なこ 由に選択できることもまた重要なこ

の取引に関する実態調査」で独占禁正取引委員会による「葬儀サービスる代表的な例としては、○五年の公る代表的なりとしては、○五年の公

どもあります。 事業者の斡旋が強制的になる事例な 等の世話役、宗教関係者などによる 題についても、その額が不当に大き ます。このほか、親族や団体・地域 る自由を不当に害する可能性があり め結果的に消費者が事業者を選択す であれば、消費者の選択の余地を狭 かったり解約そのものが著しく困難 冠婚葬祭互助会等における解約金問 ると指摘された、虚偽や誇大な広告 営業や、景品表示法違反の疑いがあ いわゆる病院指定業者による強引な 止法違反の疑いがあると指摘された、 に関する事例などがあります。また、

に努め、主体性をもって事業者を選 約の内容をよく理解するよう積極的 務はもとより、消費者自身もその契 とを踏まえ、事業者等の負うべき青 時間的・心的負担などがかかる場合 明示されている解約金や、すでに発 とではありません。契約時において もあり得ます。ですからこれらのこ また金銭に限らず、自身や関係者の る必要がある場合もあるでしょう。 いては、状況によりそれらを負担す 生した費用、関連する損害などにつ 者が契約上の責任を免れるというこ 変更の自由は守られなければならな いとしても、そのことによって消費 なお、事業者等との契約、解約、

14 条) がまた事業者と消費者との信頼関係 択することが重要であり、このこと の基になるといえるでしょう。

すい資料を用いた説明が不足してい 与えるような広告を行うこと、取り が他に比べ廉価であるなどとする誇 する調査の結果報告書」などに詳し 供する責務があります。この点につ 寧かつ十分に説明し、同意を得て提 ること、見積書が交付されないこと 扱うサービスに関する情報の開示が による「葬祭業の取引の適正化に関 これは医療におけるインフォームド かったことによる結果の予測、かか 可能な範囲、選択しまたは選択しな 選択肢となり得るもの、実際に選択 不足していること、事前にわかりや 大広告・虚偽広告・消費者に誤解を ○七年の総務省近畿管区行政評価局 る代表的な例は、前出の資料に加え によって説明がなされることです。 いても第11条と同様に、重要なのは る費用などについて消費者に対し丁 の提供する葬祭サービスに関して、 消費者自身が理解できる言葉と方法 コンセントと同様の考え方です。 日本においてこの権利が侵害され さらに、選択された事業者等はそ 例として根拠なく当該サービス

> ることなどのケースがあることが指 る場合についての説明が不足してい 請求額が見積もりに対して過大にな 摘されています。(第15条)

(第

# (実務を代理人に付託する権利)

第16条 代理人に選任し、その実務を付託す の意思を最大限に尊重する第三者を を行使することはもとより、あなた 自由な意思と行為によってその権利 る権利があります。 る権利を行使するにあたり、自らが あなたは、この宣言に述べ

ます。(第16条)

習などによって担保する必要があり

その他の事情により自分の意思を最 務を行うに際しては、たとえ法律上 のです。しかし葬祭サービスを受け 体的・精神的・社会的・経済的また の能力があっても、その時点では肉 るために事業者と契約するなどの実 や立場を超えてあらゆる人がもつも 人がいる場合もあります。 大限に行為に転換することが困難な この宣言に述べられた権利は年齢

されるよう努める必要があります。 付託することで、本人の権利が保護 りに実務を行うに足る能力があり、 第三者を代理人に選び、その実務を かつ本人の意思を最大限に尊重する このような場合には、本人の代わ

> の権利を最大限に尊重することが期 ければなりません。また本人がその この第三者の選任に際しては、可能 れることを、社会は法令や良識的慣 待できる人によってその実務が行わ 宣言に述べる権利の他あらゆる本人 な限り本人の選任の意思を尊重しな **怠思を表明できない場合には、この**

文責は筆者にあります。(氏名五十音順 び解説に反映されているわけではなく、 この場をお借りして御礼申し上げます。 方々にご意見ご協力をいただきました。 なお、各位の意見の全てがこの宣言及 本稿を執筆するにあたり、特に左記の 数字は生年)

藤久美 (1969)/南ディーズ 代表取 969 谷信司(1976)/松本浩之司法書士事 959)/株キリスト新聞社 佐智子(1982)/日本基督教団 千里 ㈱いとう 傳兵ヱ会館 代表取締役 伊 聖愛教会 牧師 中井大介(1976) 株東亜経営総研 取締役 司法書士 岡田守生 (1964)/主婦 泰心山西栄寺 僧括 松本浩之 (1962) 編集長 松 西慶一(1 吉田敬一(1 長島

よる。「葬儀に従事する専門家」の意味 本文中の「葬儀士」とは筆者の表現に